

第23回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年5月25日(水) 午前9時～午前10時25分
2. 開催場所 湧水町栗野中央公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (14名)
 - 会長 15番
 - 会長代理 1番
 - 委員 2番 3番 4番 5番 6番 7番 8番
9番 10番 11番 12番 14番
4. 欠席委員 (1名) 13番
5. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 議事日程について
 - 3 議事録署名委員の指名について
 - 4 会期の決定について
 - 5 事務局報告
 - ① 合意解約報告書 (7件)
 - ② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (1件)
 - 6 付議事件及び順序について
 - 日程第1 農業経営基盤強化促進法の資格審査について (議案 1件)
 - 日程第2 農地法第3条に規定による所有権移転の許可申請について (議案 10件)
 - 日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 2件)
 - 日程第4 農地法第5条の規定による貸借権移転の許可申請について (議案 1件)
 - 日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 2件)
 - 7 その他農政一般事項
 - 8 閉会
- ※ 総会後の日程
6. 農業委員会事務局職員
 - 事務局長
 - 局長補佐
 - 管理調整係長
 - 事務補助員

- 議 長 それでは只今から、第23回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。本日は、〇〇委員から所用のため、出席できない旨の申出がありました。日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。
- 議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、14番〇〇と1番〇〇を指名します。
- 議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が7件提出されています。事務局の説明を求めます。
- 事務局 1ページです。①合意解約申出書7件です。番号1。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、鹿児島市名山町 〇〇。土地、木場上佐牟田〇〇、畑〇〇㎡。あっせん等の希望は、無です。契約の期間、平成29年2月1日から令和9年1月31日。解約の理由、耕作者へ売却するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年5月6日。番号2。貸人、湧水町恒次 〇〇。借人、鹿児島市名山町 〇〇。土地、恒次上村〇〇、田〇〇㎡外1筆 計2筆 4,001 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年12月31日から令和9年12月30日。解約の理由、耕作者を変更するため。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年4月19日。番号3。貸人、湧水町木場 〇〇。借人、湧水町木場 〇〇。土地、木場川影〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和2年1月24日から令和4年12月31日。解約の理由、他借入地の貸借期間の終期と合わすため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年4月25日。番号4。貸人、湧水町北方 〇〇。借人、湧水町北方 〇〇。土地、北方京田〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日。解約の理由、耕作者の規模縮小。利用権の種類、使用貸借。土地の引渡しの時期、令和4年4月25日。番号5。貸人、湧水町鶴丸 〇〇。借人、伊佐市大口原田 〇〇。土地、鶴丸下新田〇〇、田〇〇㎡外1筆 計2筆 1,550 ㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成29年3月28日から令和9年3月31日。解約の理由、耕作者へ売却するため。利用権の種類、賃貸借。土地の引渡しの時期、令和4年5月25日。番号6。貸人、湧水町中津川 〇〇。借人、伊佐市大口原田 〇〇。土地、鶴丸下新田〇〇、田〇〇㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間、平成24年5月28日

から令和9年5月27日。解約の理由，耕作者へ売却するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年5月25日。番号7。貸人，湧水町中津川 ○○。借人，伊佐市大口原田 ○○。土地，鶴丸下新田○ ○，田○○㎡。あっせん等の希望は無です。契約の期間，令和3年4月26日から令和6年4月30日。解約の理由，耕作者へ売却するため。利用権の種類，賃貸借。土地の引渡しの時期，令和4年5月25日。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ，以上で合意解約申出書を終わります。次に，農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件提出されています。事務局の説明を求めます。

事務局 3ページです。農地法第3条の3第1項の規定による届出書が1件です。番号1。権利取得者，湧水町川西 ○○。権利取得日，令和3年12月27日。取得事由，相続。権利の種類，所有権。土地の所在，○○田外8筆計9筆 田5筆 畑4筆の5,351㎡。あっせん等の希望は無です。以上です。

議長 只今の事務局の説明に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声)

議長 無ければ，以上で農地法第3条の3第1項の規定による届出書を終わります。以上で，事務局報告を終わります。

議長 次に付議事件及び順序について に移ります。日程第1 議案第247号 農業経営基盤強化促進法の資格審査について を議題とします。まず，利用権設定の審査を行います。整理番号1号から整理番号16号まで，事務局の説明を求めます。

事務局 4ページです。日程第1 議案第247号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。(1)利用権設定です。整理番号1号から16号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田35,085㎡，畑10,002㎡，小計45,087㎡。5ページです。総括表です。これも合計だけ説明いたします。賃貸借分の田34,115㎡，畑8,169㎡。使用貸借分の田970㎡，畑1,833㎡。合計で田が35,085㎡，畑が10,002㎡，合計45,087㎡です。6ページ以降それぞれ書いてあります。詳細はお目通してください。

議長 まず，整理番号1号を審査します。整理番号1号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限に，5番，○○委員が抵触しますので，退席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員退席)

- 議 長 休憩を閉じ，会議を開きます。整理番号1号の事務局の説明報告に対し，
ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号1号の資格審査については，承認す
ることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号1号の利用権設定に係る資格審査につい
ては，承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ会議を開きます。
- 議 長 次に，整理番号2号から整理番号3号までを審議します。整理番号2号か
ら整理番号3号については農業委員会等に関する法律第31条議事参与の
制限に，6番，○○委員が抵触しますので，退席を求めるため暫時休憩し
ます。
(○○委員退席)
- 議 長 休憩を閉じ，会議を開きます。整理番号2号及び整理番号3号の事務局の
説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号2号及び整理番号3号の資格審査に
ついては，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号2号及び整理番号3号までの利用権設定に
係る資格審査については，承認することに決定しました。
- 議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)
- 議 長 休憩を閉じ，会議を開きます。次に，整理番号4号及び整理番号16号の
事務局の説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ，整理番号4号及び整理番号16号の資格審査
については，承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。整理番号4号及び整理番号16号までの利用権設定
に係る資格審査については，承認することに決定しました。
- 議 長 次に，所有権移転の審査を行います。整理番号1号から整理番号4号につ
いて，事務局の説明を求めます。

事務局

4 ページです。所有権移転の分です。地区別集計表の真ん中です。今回は北方の田 1,018 m²、川西の田 2,172 m²、畑 1,378 m² 計 4,568 m²です。12 ページです。議案第 247 号。農業経営基盤強化促進法の資格審査について。所有権移転の部です。整理番号 1 号。所在、川西城ケ尾〇〇、田 農振外〇〇m²、田。譲渡人、宮崎市 〇〇。譲受人、湧水町川西 〇〇。利用目的、水稻。売買価格、全部で 17,000 円。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号 2 号。所在、川西城ケ尾〇〇、田 農振内〇〇m²、外 2 筆 計 3 筆 田 3 筆の 1,937 m²。譲渡人、湧水町川西 〇〇。譲受人、湧水町川西 〇〇。利用目的、水稻。売買価格、全部で 14 万円。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号 3 号。所在、川西一本松〇〇、畑 農振内〇〇m²。譲渡人、始良市 〇〇。譲受人、湧水町川西 〇〇。利用目的、飼料。売買価格、全部で 5 万円。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。整理番号 4 号。所在、北方内原〇〇、田 農振内〇〇m²。譲渡人、湧水町木場 〇〇。譲受人、湧水町木場 〇〇。利用目的、水稻。売買価格、全部で 33 万円。移転時期・引渡時期、公告日・許可日。受人は認定農業者です。以上です。

議長

それでは、整理番号 1 号について審査します。整理番号 1 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番

農業経営基盤強化促進法に係る議案第 247 号整理番号 1 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 1 ページから 3 ページをご参照ください。申請内容は、売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長

只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号は調査委員の報告は承認相当ということです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号 1 号の資格審査については、承認することに決定しました。それでは、整理番号 2 号について審査します。整理番号 2 号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

6 番

農業経営基盤強化促進法に係る議案第 247 号整理番号 2 号の現地調査の

報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の1ページから3ページをご参照ください。申請内容は売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては受人の経営面積従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを協議し適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号2号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号2号の資格審査については、承認すること
に決定しました。次に、整理番号3号について審査します。整理番号3号
についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいた
します。

14番 農業経営基盤強化促進法に係る議案第247号整理番号3号の現地調査の
報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案
参考資料の1ページ、2ページ、4ページをご参照ください。申請内容は、
売買による所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は良好でし
た。農業経営基盤強化促進法の資格審査としては受人の経営面積従事日数
など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを
協議し適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号3号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号3号の資格審査については、承認すること
に決定しました。次に、整理番号4号について審査します。整理番号4号
についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいた
します。

11番 農業経営基盤強化促進法に係る議案第247号整理番号4号の現地調査の
報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案
参考資料の5ページから7ページをご参照ください。申請内容は、売買に
よる所有権移転です。受人は認定農業者です。耕作状況は、良好でした。
農業経営基盤強化促進法の資格審査としては、受人の経営面積従事日数な

ど農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていることを協議し、適格者であると判断しました。以上報告いたします。

議長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号4号は調査委員の報告は承認相当と
いうことです。承認相当と認め、承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。整理番号4号の資格審査については、承認すること
に決定しました。以上で、農業経営基盤強化促進法の資格審査についてを
終わります。

議長 次に、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請につい
てに移ります。議案第248号から議案第257号までの10議案を一括
上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 14ページです。日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可
申請について 議案第248号。権利,所有権移転 有償 自作地。所在,
北方内ノ原〇〇, 田 農振外〇〇㎡。渡人,湧水町北方 〇〇。受人,湧
水町北方 〇〇。経営面積,6,507㎡。外はお目通しください。労力総数
1。売買価格 売買価格全部で5万円です。次に議案第249号。権利,
所有権移転 有償 自作地。所在,田尾原下原〇〇, 畑 農振外〇〇㎡。
渡人,湧水町田尾原 〇〇。受人,湧水町田尾原 〇〇。経営面積 15,748
㎡ 外はお目通しください。労力総数2。売買価格,全部で5万円です。
次に,議案第250号。権利,所有権移転 有償 自作地。所在,木場村
前〇〇, 畑 農振内〇〇㎡, 外1筆。計2筆2,222㎡。渡人,鹿児島市 〇
〇。受人,湧水町木場 〇〇。経営面積,9,888㎡。外はお目通しくださ
い。労力総数2。売買価格,全部で555,500円です。次に,議案第
251号。権利,所有権移転 贈与。所在,川西火之口〇〇, 田 農振内
〇〇㎡。渡人,湧水町川西 〇〇。受人,湧水町川西 〇〇。経営面積,
5,571㎡。外はお目通しください。労力総数1です。次に,議案第252
号。権利,所有権移転 有償 自作地。所在,川西野中田〇〇, 田 農振
内〇〇㎡。渡人,鹿児島市 〇〇。受人,湧水町川西 〇〇。経営面積,
5,500㎡。外はお目通しください。労力総数1。売買価格,全部で8万円
です。次に,議案第253号。権利,所有権移転 有償 自作地。所在,
川西野中田〇〇, 田 農振内〇〇㎡, 外2筆。計3筆2,694㎡。 渡人,
湧水町川西 〇〇。受人,湧水町川西 〇〇。経営面積,5,500㎡。外は
お目通しください。労力総数1です。売買価格,全部で21万円です。以
上です。

- 議 長 農地法第3条の許可区分は湧水町農業委員会です。順を追って審議します。まず、議案第248号について審議します。議案第248号は、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 11 番 農地法第3条に係る議案第248号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページから10ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 只今の説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第248号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第248号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第249号について審議します。議案第249号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 11 番 農地法第3条に係る議案第249号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページ、14ページ、15ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第249号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第249号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第250号について審議します。議案第250号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

9 番 農地法第3条に係る議案第250号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページ、16ページ、17ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており 特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第250号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第250号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第251号について審議します。議案第251号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14 番 農地法第3条に係る議案第251号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ページから20ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は、田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第251号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案第251号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。次に、議案第252号について審議します。議案第252号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

6 番 農地法第3条に係る議案第252号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ペー

ジ， 21 ページ， 22 ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声あり）

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第252号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第252号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第253号について審議します。議案第253号も，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

6 番 農地法第3条に係る議案第253号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページ，21ページ，22ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については，特にありませんでした。調査意見は，許可相当と見ました。以上報告します。

議長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声あり）

議長 ご質問ご意見等なければ，議案第253号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第253号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第254号について審議します。議案第254号も，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

14 番 農地法第3条に係る議案第254号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書と議案参考資料の18ページ，23ページ，24ページをご参照ください。調査事項の中で，現況地目は田です。地域との調和要件は，すべて整っており特に問題はありません。

ん。耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第254号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第254号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第255号について審議します。
議案第255号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお
願いします。

14 番 農地法第3条に係る議案第255号の現地調査の報告をいたします。調査
日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。
申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ペー
ジ、23ページ、24ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地
目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。
耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項について
は、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告
します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第255号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第255号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第256号について審議します。
議案第256号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお
願いします。

6 番 農地法第3条に係る議案第256号の現地調査の報告をいたします。調査
日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。
申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ペー
ジ、23ページ、24ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地
目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。
耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項について
は、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告

します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声あり）

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第256号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第256号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。次に、議案第257号について審議します。
議案第257号も、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお
願いします。

6番 農地法第3条に係る議案第257号の現地調査の報告をいたします。調査
日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。
申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の18ペー
ジ、23ページ、24ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地
目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。
耕作面積は下限面積以上のため問題はありません。指導事項については、
特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告
します。

議長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声あり）

議長 ご質問ご意見等なければ、議案第257号は調査委員の報告は許可相当と
いうことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議長 異議なしと認めます。議案第257号につきましては、許可相当と認め許
可することに決定しました。以上で、農地法第3条の規定による所有権移
転の許可申請について を終わります。以上で農地法第3条に規定する所
有権移転の許可申請について を終わります。ここで、10：05分まで
休憩します。

（9：50～10：05 休憩）

議長 休憩を閉じ会議を開きます。

議長 次に、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について を議題と
します。議案第258号から議案第259号までの2議案を一括上程しま
す。事務局の説明を求めます。

事務局 18ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第号。所在、川西小原〇〇、畑 外1筆 計2筆 農振外。計524㎡。
二種農地。申請人、湧水町川西 〇〇。形態、転用。用途、倉庫・通路。

申請事由，長年転用許可を得ずして，宅地として使用してきている。所有者死亡に伴う相続を機に現況に合わせるためです。

議 長 まず，議案第258号について審議します。議案第258号につきましては，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 農地法第4条に係る議案第258号の現地調査の報告をいたします。調査日時，調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地，申請者及び場所等については，議案書，議案参考資料の25ページから29ページを参照してください。周囲の状況は，北は畑，東は畑，南は宅地，西は宅地です。一般基準の他法令関係については，該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については，特にありません。添付書類は，被害防除計画書及び誓約書，顛末書並びに土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は，農地転用に関する許可基準に照らし，「資力及び信用」，「転用の確実性」，「計画面積の妥当性」 また，転用することによって生じる付近農地への支障等は，特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し，ご質問ご意見等ございませんか。
1 番 ちょっと教えてください。

議 長 はい，1番

1 番 309-11には，これは，畑のままですか。ここには，倉庫，通路と書いてあるんですけども。こっち28ページの図面の方には何ら書いてないんですけど。

議 長 はい，事務局

事務局 はい，301-11の方ですがこれはですね，この左側に309-8があると思います。これが，通路なんですけど，この通路の延長上で通路及び庭になっておりまして，この部分が通路，庭もなんですけどすべて管理となっております。あと309-10が物置なんですけど一応倉庫ということで，通路と倉庫としております。

議 長 他にご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ，議案第258号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第258号につきましては，許可相当と認め許可することに決定しました。次に，議案第259号について審議します。議案第259号も，現地調査が行われていますので，調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 農地法第4条に係る議案第259号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書、議案参考資料の8ページから12ページを参照してください。周囲の状況は、北は田、東は田、南は宅地、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び契約書、顛末書並びに土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただいまの説明報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第259号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第259号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。以上で、農地法第4条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について を議題とします。議案第260号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 19ページです。日程第4 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について。議案第260号。権利、使用貸借。所在、米永川原田〇〇、畑。農振外〇〇㎡。外1筆 計2筆 834㎡。二種農地。渡人、湧水町米永 〇〇。受人、湧水町米永 〇〇。用途、車庫・倉庫。申請事由、すでに転用してしまったため、正式に転用許可を申請する。土地利用図・顛末書が添付されています。

議 長 議案第260号を審議します。議案第260号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 1 番 農地法第5条に係る議案第260号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の30ページから34ページをご参照ください。周囲の状況は、37番1について、北は倉庫、東は駐車場、南は道路、西は宅地です57番1について、北は道路、東は田、南は田、西は宅地です。一般基準の他法令関係については、

該当ありません。また、周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、被害防除計画書及び誓約書、顛末書並びに土地利用図がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第260号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、県知事に進達することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第260号については、許可相当と認め、県知事に進達することに決定しました。以上で、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第5 非農地証明願の申請審議について を議題とします。議案第261号から議案第262号までの2議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 20ページです。日程第5 非農地証明願の申請審議について。議案第261号。願出人、湧水町北方 ○○。土地、北方内ノ原○○、田○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、平成11年3月頃、隣との境界でブロック積をおこなったため。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第2条(3)(4)。次に議案第262号。願出人、鹿児島市 ○○。土地、米永上床並○○、田○○㎡。所有者、本人。非農地とする理由、申請地は、平成3年頃、耕作しなくなりその後原野化し農地への復元が困難である。非農地判定基準、湧水町農業委員会非農地証明書交付基準第2条(3)(6)(7)。

議 長 まず、議案第261号について審議します。本議案については現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

1 1 番 非農地証明願いに係る議案第261号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の8ページから10ページ、13ページをご参照ください。調査意見は、平成11年頃、隣との境界でブロック積みを行っているため、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は宅地等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、

第4号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第261号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案261号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議長 次に議案第262号について審議します。議案第262号についても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

9番 非農地証明願いに係る議案第262号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の35ページから38ページをご参照ください。調査意見は、平成3年ごろから耕作しなくなりその後、原野化しており、今後、農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第6号、第7号に該当することを確認したことから、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議長 只今の説明・報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長 ご質問ご意見等がなければ、議案第262号については調査委員の報告は非農地判定ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。議案262号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。以上で非農地証明願の申請審議について を終わります。

議長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
(なしの声あり)

議長 無ければ、以上で終わります。以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第23回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時25分

14番

1番

議長
